

## 第12回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成25年6月14日（金）14:00～16:30  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用1214 特別会議室  
出席者 委員：常本部長、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、篠田委員、  
本田委員、丸子委員  
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

### 議事

#### 1 アイヌの遺骨について

##### ① 大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果について

###### ○ 大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果を報告する。

調査の目的は、平成23年6月のアイヌ政策推進会議の「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書における「集約の対象となる人骨を特定し、人骨の返還や集約の進め方に関する検討を行うため、各大学等の協力を得て、アイヌの人骨の保管状況等を把握する」との御報告を踏まえ、国公立大学等を対象に調査を実施した。調査の時期は、平成23年11月に調査票を各大学に発出、平成24年末を回答期限として、平成24年現在の保管状況を調査した。調査の対象は、国公立大学、公立短期大学、大学共同利用機関法人（大学並びの研究所）の計488校、4法人。

遺骨を保管している大学の数と遺骨の数については、中間報告からの変更点を中心に報告する。

大学の数は、11大学で中間報告から変更はない。

次に、個体ごとに特定できた御遺骨は、1,635体で中間報告の1,633体から2体増えた。2体ともに札幌医科大学から文部科学省に調査票を提出後、教育委員会から寄託を受けたものとして追加報告があった。なお、2体ともに遺跡から発掘されたもの。1,635体のうち個人が特定できる御遺骨は、23体で変更はない。

次に、個体ごとに特定できなかった御遺骨は、515箱で中間報告の521箱から6箱減った。これは、個体ごとに特定できない遺骨については、何体あるといったことは把握が難しいため、保管している単位ごとに報告を依頼したが、中間報告で7箱と報告のあった東北大学については、保管されている御遺骨の部位ごとに細かく回答されたものと分かり、保管の単位である1箱に改めたことによるもの。そのため、実態としてここに含まれている御遺骨の内容あるいは数に変更が生じたものではない。以上が中間報告からの変更点となる。

1,635体について、大学が保管に至った時期は、明治6年から昭和19年までの間が899体（約55%）、昭和22年から平成24年までの期間が609体（約37%）である。時期が分からない御遺骨が127体。

経緯は、研究のための収集が986体（約60%）。地方公共団体あるいは個人の方などからの寄託が374体（約23%）。地方公共団体からの依頼による調査が213体（約13%）、その他7体、経緯が分からない御遺骨が55体。

発掘・発見された時期は、戦前が904体（約55%）、戦後が550体（約34%）。発掘・発見の時期が分からない御遺骨が181体（約11%）。

次に、経緯については、発掘が962体（約59%）、墓地改葬に伴うものが219体（約13%）、工事や地質調査等に伴うものが103体（約6%）、その他38体、経緯が分からない御遺骨が313体（約19%）。

発掘・発見主体は、大学の研究者が869体（約53%）、地方公共団体、教育委員会などが329体、個人など地方公共団体以外の方が96体、発掘・発見の主体が分からない御遺骨が341体。

発掘・発見された場所は、北海道内が1,439体、樺太（サハリン）が135体、千島列島が48体、発掘・発見された場所が分からない御遺骨が13体。

保管されている遺骨の状況について、遺骨の部位は、頭骨が1,012体、全身骨が541体、四肢骨等が52体、その他30体。

遺骨の帰属年代は、明治時代以降の遺骨が204体、江戸時代以前の遺骨が225体、江戸時代頃から明治時代が158体、帰属年代が分からない御遺骨が1,048体。

遺骨の性別は、男性が329体、女性が245体、性別が分からない御遺骨が1,061体。

遺骨の推定年齢は、成人が1,402体、子供が202体、推定年齢が分からない御遺骨が31体。

遺骨の文化財への認定の有無は、地方公共団体に文化財認定された出土品である御遺骨が186体。

副葬品の有無は、副葬品があることが確認できた御遺骨が405体。うち15体に伴う副葬品は、地方公共団体により文化財に認定された出土品であった。この405体は、1対1で御遺骨と対応する副葬品だが、それ以外に特定の御遺骨との対応が明確でない副葬品があるという回答もあった。

保管部局は、医学系の学部・研究科で保管されているものが1,279体、大学博物館が297体、その他が59体。

保管場所は、医学部の施設で保管されているものが1,291体、大学博物館が305体、その他が39体。保管方法は、木製の箱に保管されている御遺骨が1,517体、プラスチック製のものが112体、紙製の箱に保管されている御遺骨が6体。

次に、個体ごとに特定できなかった515箱について報告する。単位として箱と整理しているが、これは調査にあたり保管している単位ごとの報告を依頼したためこのような表現となっている。

大学が保管に至った時期は、戦前が107箱（約21%）、戦後が55箱、時期が分からない御遺骨が353箱。

経緯は、研究のための収集が111箱、地方公共団体からの依頼による調査が33箱、地方公共団体や個人等の他者からの寄託が14箱、収集した民族文化資料の中に含まれて収蔵されていたという御遺骨が5箱。経緯が分からない御遺骨が352箱。

発掘・発見された時期は、戦前が101箱、戦後が50箱、時期が分からない御遺骨が364箱。

経緯は、発掘が145箱、墓地改葬に伴うものが4箱、経緯が分からない御遺骨が366箱。

発掘・発見主体は、大学の研究者が108箱、地方公共団体、教育委員会などが41箱、地方公共団体以外の者が3箱、発掘・発見主体が分からない御遺骨が363箱。

発掘・発見された場所は、北海道が410箱、樺太（サハリン）が10箱、千島列島が16箱、発掘・発見された場所が分からない御遺骨が79箱。

保管されている遺骨の状況について、遺骨の部位は、全身骨が324箱、四肢骨等が84箱、頭骨が22箱、その他が85箱。

遺骨の帰属年代は、明治以前が1箱、明治頃が6箱、その他が11箱、帰属年代が分からない御遺骨が497箱。

文化財に認定された御遺骨はない。

副葬品の有無は、副葬品があることが確認できた御遺骨が13箱。地方公共団体により文化財に認定された副葬品はない。また、御遺骨が納められた特定の箱との対応が明確でない副葬品があるという回答があった。

保管部局は、医学部系が499箱、大学博物館が13箱、その他3箱。保管場所は、医学部系が500箱、大学博物館が13箱、その他が2箱。

保管方法は、木製の箱が508箱、紙製の箱が5箱、プラスチック製の箱が2箱。

- 時期・経緯等が分からない御遺骨について、大学はどのようにアイヌの人々の遺骨と判断したのか。
- 基本的には、御遺骨と同じ箱に同封されていた紙に記載された情報や保管されている御遺骨に関する情報を整理した台帳のようなものに基づいて判断されたと大学から伺っている。
- アイヌの人々の御遺骨で間違いないものとそうだと伝えられているだけというものが混在していると理解したほうがよいか。
- 今回の調査に当たり、各大学には、保管している御遺骨に付随する記録等の情報を精査の上で回答を依頼しており、今後新たな資料が出てきて判断が変わる可能性は否定できないが、現時点で大学として最善を尽くして確認した結果と理解していただきたい。
- 今回の調査は、各大学の現状について回答するよう依頼したもので、各大学において新たな調査を求めたものではないと理解しているが。

- 基本的に、現在保管されている御遺骨について報告を求めたが、改めて裏づけとなる資料の確認等に取り組んでいただいたと理解している。
- 明治6年に御遺骨を保管している大学はどこか。また、樺太（サハリン）で発見された御遺骨が135体とあるが、これには、北海道へ渡ってきた、強制移住させられた樺太アイヌの人々の御遺骨なども含まれているのか。
- 大学については、確認させていただきたい。樺太（サハリン）については、大学からの回答において、発掘・発見した場所として、樺太（サハリン）、また、樺太内の地名について回答があったものを集計したもので、北海道に渡ってきた方は含まれていないと理解している。
- 個体ごとに特定できなかった御遺骨は、どのような箱に保管されているのか。
- 保管状況としては、北海道大学では白木の箱である。その他では発掘された当時の箱に納められた御遺骨もあると伺っている。
- 御遺骨や副葬品を文化財に認定した北海道及び北海道内の23市町村や3市町村について、市町村名を示していただきたい。
- 確認の上、お示しする。
- 今回の調査は、今後、各大学において御遺骨を返還するための調査であることを各大学に十分説明しているのか。
- 今回の調査は、遺骨の返還・集約の進め方に関する検討を行うための調査であることを平成23年6月の政策推進作業部会の報告書の抜粋を添付して、各大学に通知している。  
また、文部科学省では、これまでのアイヌの遺骨に係る議論等の経過を報告するなどの打ち合わせを関係11大学と実施しており、その趣旨は浸透していると理解している。

## ② アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について

- 前回部会からの変更点について説明する。  
遺骨の返還・集約に当たっては、アイヌの精神文化を尊重する観点から行われるものであって、可能な限り多くの方々にも御納得いただけるように丁寧な説明等を行うことが必要であるとした。  
次に、祭祀承継者にお返しするという返還の仕方をとることについて十分な説明が必要であるという意見を踏まえてのことであるが、海外では、民族又は部族に返還する事例が多く見られること、コタンまたはそれに対応する地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することが、アイヌの精神文化を尊重するという観点からは望ましいとも言える。一方、現実問題として、現在、コタンやそれに代わって地域のアイヌの人々すべてを代表する組織など、返還の受け皿となり得る組織が整備されているとは言いがたい状況にあることも考慮する必要がある。このため、返還が可能な遺骨については、まずは祭祀承継者たる個人への返還を基本とし、地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀承継者以外の方への返還については、法的な論点の整理も含め、今後の検討課題とする。祭祀承継者個人への返還に当たっては、過誤が生じないよう専門的な見地から助言を行う有識者委員会を設置するなどして、手続を十分吟味していく必要があるという文言を追加した。  
この他に大きな変更点はなく、今後、基本的な考え方に基づき速やかに検討を進め、実際に返還あるいは集約といった段階に進めていけるように努める。
- 今回の調査でも中間報告以降2体の御遺骨が増えたようにこれからも増えると思うので、今後発掘されるアイヌ遺骨についても、返還と尊厳ある慰霊を一体として行っていただきたい。  
また、この基本的な考え方においては、過去発掘された御遺骨について返還と慰霊をセットで考えていくとしているが、この過去とはどの時点からなのかといった時間軸についての考えを伺いたい。
- 今後、発掘される御遺骨についても、過去に発掘された御遺骨とあわせて一緒に象徴空間で慰霊していただくという考え方や、第一段階として過去の遺骨について一度整理して、今後の対応についてはまた議論していくという考え方もあると思うが、検討の範囲は過去から未来まで全てを含んだものであると認識している。
- 今後発掘される可能性のある御遺骨の取り扱いについては、今後の検討課題であると思うが、この基本的な考え方の対象は、大学が保管している御遺骨に限られている。

- 本日の議論を踏まえて、アイヌ政策推進会議に報告する。

### ③ アイヌ遺骨に係る今後の検討について

- 遺骨の集約について、「納骨施設の在り方」として、一点目、今回のアイヌ遺骨の集約については、象徴空間の作業部会報告でも、アイヌの精神文化を尊重するという観点から行われる必要があり、実際に集約した後、アイヌプリによる尊厳ある慰霊を可能とするために、施設が満たさなければならない条件を検討する必要がある。例えば、現在、北海道大学の納骨堂では、ヌササンがあり、囲炉裏がありということで施設が用意されているが、そのほかにも方角などいろいろと注意しなければならない点がある。これらについては、地域によっても儀式の形態が違うということも予想されるので、各地の儀式や儀礼に通じたアイヌの方々、そのほかの有識者の方々にヒアリングを行い、注意点を事前に把握していく。二点目、遺骨の保管方法のあり方について、象徴空間での保管方法については、人類学者等の有識者にヒアリングをして把握していく。三点目、設置場所や遺骨の管理主体のあり方についても、地元との調整を含めて今後整理していく必要がある。

また、「法的論点等の整理」として、政教分離原則と抵触しない形で国の関与のあり方、また、先ほど議論があった、今後発掘される遺骨の取り扱いを整理する必要がある。

次に、「個人名が特定された遺骨の返還」として、一点目、遺骨に係る情報提供の在り方について、どこまでの情報をどういった形で関係者の方々に提供していくか。二点目、遺族特定に向けた地元での説明の在り方。三点目、祭祀承継者の特定方法について、遺族の中でどなたが祭祀承継者に当たるのかということ、また、祭祀承継者がわかった場合にその方と遺骨の血縁関係をどうやって確認していくか、これまでの議論でもあったDNA鑑定のある方なども含めて検討する必要がある。四点目、係争中事案、訴訟との関連について、注意を払う必要がある。

次に、その他の諸論点については、地域のアイヌ関係団体の方への返還の可能性、各地のアイヌの方々への説明、大学以外の機関に保管されている御遺骨などについても検討する必要がある。

- 文部科学省の調査では、個体ごとに特定できなかった遺骨が非常に多いと感じた。例えば、最少個体数も特定していない、分類が不十分である、あるいは特定する能力のある人がいないなどの理由で特定できない遺骨が随分あるのではないかと思うので、個体ごとに特定するための努力についても留意すべきである。
- 遺骨としては、最終的に土に返ることが一番の幸せだと思うが、集約される遺骨は、ずっと土に入ることはないのか。
- これまでの議論の中では、大学において返還できなかった、あるいは返還の見通しが立たない御遺骨は慰霊施設に移管するが、返還の可能性が残っている以上は、当面、返還しうる状態のまま慰霊施設でお預かりすることとしている。ただし、ある時点で最終的な取扱いを決める必要があり、土に返すことも選択肢の一つとなりうると考えられる。
- アイヌだからこれだけでいいということではなく、同じ人として考えていただきたい。そのことを重点に置いた納骨施設のあり方が必要であるので、きちんとした慰霊ができる施設と精神的なものが大切にされる広場をお願いします。
- アイヌの遺骨については、最終的にアイヌの人々に最も不利益にならない形で解決することが一番大切だと考える。その場合、土に返すのがよいのか、長期的な視点で考えることが必要であると思う。
- アイヌの人々の希望に沿うためには、アイヌの多くの方々の御意向をどう確認するかという問題があるので、それについてはアイヌ民族側の御努力をお願いすることになると思う。
- アイヌが言ったからではなく、アイヌも日本人も変わりなく人として慰霊していただきたい。敬意を尽くしている施設が東京にもあるように、きちんと人として慰霊するためには、その人達に敬意を表して、歴史に対して手を合わすことができるような形をお願いします。
- 人としての尊厳という観点で施策を進めることは当然であり、その上で、アイヌ政策として進めていく以上は、アイヌ固有の伝統や慣習を活かした慰霊も含めて検討する必要がある。

## 2 「民族共生の象徴となる空間」における文化伝承等の活動について

○ 前回部会からの変更点について説明する。象徴空間の意義にかんがみて、その中核とも言うべき文化伝承等活動については、将来的な象徴空間の運営においてはもとより、企画立案段階から、その主たる担い手となるアイヌの方々に、主体的かつ積極的な参画を得るとともに、とりわけ、将来を担う若い世代の声を可能な限り反映させていくことが望ましい。象徴空間基本構想の中では、象徴空間の管理運営に関し、現在、ポロト湖畔で営業しているアイヌ民族博物館の人材や知見を最大限活用するとされていたが、その根幹にかかわってくる文化伝承等活動の在り方については、アイヌ民族博物館に準備団体的な役割を果たしていただき、さらに検討を深めて象徴空間整備後の円滑な運営につなげていく必要がある。このため、部会から政府への提言という形となるが、今後、アイヌ民族博物館の協力を得て、象徴空間における文化伝承等活動の更に詳細な内容やプログラムについて速やかに検討を深めて、象徴空間の準備体制を整備していくこと。その際に、特に象徴空間の将来を担う各地域出身の若手のアイヌの方々の参画を得るとともに、白老以外の各地域とも連携・協力関係を構築していく、こういった取組に着手することが必要である。また、政府において、象徴空間の整備・管理運営体制についても速やかに検討を進めて、この作業部会での審議に供するとした。

次に、「象徴空間における文化伝承・人材育成活動」について、一点目、「ナショナルセンターとしての役割」として、次の3点を指針として挙げている。①象徴空間において、アイヌ文化の学習、実績の場を提供していくということ。②文化伝承の中核となり得る人材を育成していくこと。③文化伝承・体験交流活動に従事するスタッフを確保していくこと。こういった方向性についてしっかり考えていかなければならないとした。二点目、「各種公開講座等の提供等」として、象徴空間は、各地の多くのアイヌの方々にさまざまな文化実践・伝承活動を行っていただけるような場とする必要がある。具体的には、①アイヌ語を始めとするアイヌ文化の各分野やアイヌ文化の基礎となってくる世界観・自然観や歴史といったことに関する公開講座のようなものを開設して、こういった機会を活用して文化伝承活動あるいは人材育成に対応できるようにしていく。②象徴空間では、実践的な調査研究を踏まえ、伝統的な儀式の実践や伝承が行われるが、それを可能な限り広く公開してご覧いただき学んでいただく。③象徴空間に整備される伝統的家屋（チセ）などの施設や周辺の自然空間を有効に活用して、様々な文化実践・伝承活動が可能となるように、施設整備に当たっては配慮する。④公開講座をビデオやインターネットなどの手段を通じて、遠隔地においても学ぶことを可能とするよう努める。三点目、総合伝承者育成事業（仮称）自体は、アイヌ文化の主要要素全般を広く学んでいただくという趣旨であるが、それに加えて、その根底となるようなアイヌの精神文化や世界観を体得できるようなカリキュラムにしていかなければならないという趣旨を追加した。四点目、充実した体験交流活動の機会を象徴空間で提供しなければならないということ、博物館における展示などの機能と相まって、象徴空間を訪れた来訪者の方々が異なる文化や価値観を理解し、尊重する契機をつくっていくことが重要であるとした。

次に、象徴空間において取り組んでいくべきアイヌ文化の「分野別の取組の方向性」について、一点目、アイヌ文化の全体像やそれに通底するようなアイヌの世界観、自然観等を導入部分から、わかりやすい第一歩から体得できるような環境を整備することを追加した。二点目、「アイヌ語」について、アイヌ語を象徴空間の公用語的な位置付けとするに当たり、どの方言を採用するかについて、今後、有識者の意見を踏まえ、さらに検討すること。また、前回の部会で意見のあった海外における「言語の巢」をはじめとするような先住民族言語を復興させるための取組事例を参考にしながら、象徴空間においてアイヌ語に関する先進的な取組を実験的に行い、それを各地域に普及させていく場としていくことを追加した。

次に、他の地域の取組等との連携・役割分担等については、各地域で行われている取組は引き続き継続して支援していく。それに加えて、象徴空間において、各地域と連携・協力してネットワークなどをつくりながら、新しい学びの機会、実践の機会を提供していくことによってアイヌ文化伝承活動を全体として底上げしていくという考え方に立つのが望ましいと考えている。今後の各地域との有機的な連携の在り方については、アイヌ文化振興財団で行われている事業も含めて、各地域で行われている文化伝承等の取り組みについては、引き続き継続して支援していく。象徴空間の中で、各地の方々が活躍していただく機会を設けていき、また各地域での取組に象徴空間が協力していくといった協力

関係をうまく築いていくことが重要である。

- 今後の検討に当たって、アイヌ民族博物館だけ、白老だけでなく、また、アイヌだけでない幅広い人材を活用した検討が必要と考えるので、この点は修正していただきたい。
- アイヌ民族博物館は、現在、象徴空間の整備予定地であるポロト湖畔で営業しており、周辺の自然環境などにも十分な知見を持っていることから、基本構想の具体化にあたり準備団体的な役割を果たしていただきたいと考えている。
- その趣旨はよくわかるが、アイヌ民族博物館を準備団体的な存在と明示的に位置づけることが、オール北海道、オールジャパンで進めるべき事業という趣旨にマッチしないのではないかとということだと思ふ。誤解を招かないような整理が必要。
- この事業が開始され、数年後、アイヌ側から新たな要望が出てきたときに、今回整理した内容以上のことはできない、といった誤解を招かないような文言としたほうが良い。
- 指摘のような懸念を持たれないよう、最終的な報告を作成する際には留意する。
- 象徴空間の整備予定地にあるアイヌ民族博物館が検討の旗を振るとなると、これまでの博物館の活動実績もあるので、他の地域が入りにくい状況が生まれ、新しい知見や折角のいいアイデア、協力関係が準備段階での検討において低減されてしまう恐れがある。  
また、検討にあたっては、準備団体的な役割の具体的な中身や各地域の役割、検討の全体像を整理して、皆の意識をまとめることがまず必要であると思ふ。
- 若手育成が必要なのは当然として、そのためには今の親世代である中年層が子供にとって魅力ある存在になる必要がある。魅力的な大人がやっているから若手も興味を示すということもあるので、若手育成だけでなく中年層も考慮に入れていただきたい。
- 趣旨はもちろん理解できるので検討したい。
- 各地域に住むアイヌの人々の活動の全部又は一部を象徴空間に集約することは現実的に困難であるとの説明があったが、地域の活動の否定に繋がりがねないので、表現を再度整理していただきたい。  
また、ここでは博物館や公園的土地利用も含めた象徴空間全体の構想も報告の中で整理する必要があるのではないか。
- 博物館や公園的土地利用については、現在、別途検討されており、最終的には象徴空間全体に関し総合的な検討が必要になると思ふ。今回は、当部会で議論を整理したものとして、象徴空間における文化伝承活動について取りまとめたものと理解。
- 拙速は避けなければいけないが、現時点では、もう少し幅を広げた形で文化伝承活動のあり方の整理が必要ではないか。
- 博物館については、現在、文化庁において博物館の整備・運営に関する調査検討委員会において議論していただいております、今夏に基本構想が取りまとまる予定。また、公園的土地利用に関する検討については、国土交通省において、基本構想をまとめるための調査を今年度実施する予定。  
現段階では、博物館、公園的土地利用、文化伝承活動という役割分担をして検討を進めているが、それぞれ密接に関連しているので、博物館及び公園的土地利用の基本構想の形が見えてきた段階で、象徴空間全体を取りまとめた検討ができると考えている。
- 博物館や公園的土地利用における議論の方向性がどうなっているのかという程度の説明があったほうが全体を討議しやすくなる。例えば、博物館機能において伝承者を育成するなど相互に関係しているので、当部会の場においては、他の部分の説明が少しあったほうが良い。
- 人材育成についても、文化人類学や考古学的な素養を高めることは博物館機能によるものとなる、他にも宗教的な素養などもあり、また、研究者と若手アイヌの連携などといったさまざまな連携の積み重ねが、象徴空間をより良くしていくというのが基本的な考え方となるので、現段階においても情報やビジョンの共有について努力していただきたい。
- 伝統的漁労の伝承といっても、そのためには、まずサケを自由に採ることができるようにするなどの措置が必要。  
また、チセの再現については、江戸時代後期以降のアイヌが貧しいときのチセだけではなく、中世の豊かなコタンの姿が少しずつ見えてきているので、これを考慮に入れて行った方が、将来的に正し

い理解につながると思う。

そして、今回の文化伝承等の活動には入っていないが、チャシは、どこかに新たにつくればよいという簡単な話ではなく、現存するものを活用していただきたい。例えば仙台藩陣屋のところやカムイエカシチャシ、カムイミントラチャシがあり、あまりお金をかけなくてもアイヌ文化の精神的な部分を国民に知らせることができる。

- 人材育成では、必ず教える側と教わる側がいる。教える側への謝金はあるが、教わる側は、自らのお金と時間を費やしている。象徴空間では、教わる側のアイヌへの支援をどう考えているのか。
- ご意見を踏まえて今後検討していきたい。
- 舞踊・音楽について、古式舞踊保存会による舞踊等の披露と現代的な舞踊等の機会の提供とあるが、現代的な舞踊・音楽の創作機会の提供の位置付けを重くしてもよいのではないか。伝統的な文化を更に現代的に発展させることは、従来の文化振興法でも謳われていたことでありながら、必ずしもそれが十分実現されていないと思う。
- 本日の議論を踏まえて、アイヌ政策推進会議に報告する。

### 3 『北海道外アイヌの生活実態調査』を踏まえた全国的見地からの施策の進捗状況について

- これまでの議論を基に、現時点における政策推進作業部会の意見等を整理した。  
「高等教育機関への進学支援」について、一点目、「(独)日本学生支援機構の奨学金」については、平成26年度から実施する方向で文部科学省等において検討されている。詳細は、後ほど説明する。二点目、「対象者の認定」については、奨学金の実施にあたり、施策の対象者となるアイヌの子弟を認定するために必要な手続等が検討され、手続については、前回部会で説明したとおり。今後、手続の適正性や申請者の負担軽減の観点からさらに必要書類、書類審査の方法について吟味することとしている。

次に、「生活相談に対応するための措置」について、生活相談については、厚生労働省において今年度試行的に実施する予定である。実施に当たり、平成25年度予算に計上されている社会福祉推進事業費を活用して、民間団体の協力を得て、主として電話による生活相談事業を行うこととして、実施結果を踏まえて、今後の施策の方向性の検討を深めることとしている。

次に、「アイヌの就労を支援する職業訓練」について、職業訓練については、厚生労働省において首都圏に居住するアイヌの人々を対象とした職業訓練のニーズに関する調査が実施された。その結果等については、後ほど説明する。なお、今回の調査結果のみでは、アイヌの人々のみで構成する職業訓練を実施することは困難であるとされており、そのため、当作業部会としては、厚生労働省に対し、今後とも既存の職業訓練に参加しやすい体制の整備や職業相談体制のさらなる充実など、北海道外のアイヌの人々のニーズの的確な把握及びそれを踏まえた所要の就労支援措置を求めると整理している。

次に、「首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保」について、昨年11月に、内閣官房から首都圏アイヌの人々に対して、施設や場所等について再度検討していただきたいと説明したところであり、当作業部会としては、今後、首都圏アイヌの方々と内閣官房とが必要な施設の確保に向けた調整等を円滑に進めることを希望すると整理している。

まとめとして、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策については、当作業部会における検討の結果として、奨学金等の施策が現実の視野に入ってくるなど、一歩ずつ進展がみられつつあると言える。しかし、有識者懇談会報告の実現に向けては、まだ道半ばであると言わざるを得ないので、当作業部会として、今後とも政府において各施策が着実に実施されるよう注視していくとともに、新たな施策の提言を含め、積極的に検討を行うと整理している。

- 道外に在住するアイヌの子弟への奨学金の貸与制度の拡充の検討状況について報告する。  
当作業部会の議論を踏まえ、現在、北海道で実施している「北海道に居住しているアイヌの子弟を対象とした大学等の在学者への奨学金の貸付事業」は、当面の間、存続すること、道外在住のアイヌの子弟が大学・短大に進学した場合、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けやすくするよう貸与基準を緩和することを検討している。

実施時期については、平成26年度からを予定しているが、アイヌの子弟を認定するための必要な手続が行われることが前提となる。

また、「奨学金貸与申請のイメージ」については、内閣官房において検討されている個人認定を行う機関に認定申請をして、認定された結果、送付される書類を添付して大学の学部等の窓口に奨学金貸与の申請を行っていただく。次に、大学は日本学生支援機構の貸与基準に基づき選考を行い、基準を満たす該当者全員を推薦する。なお、アイヌの子弟に関しては、日本学生支援機構から各大学等に通常配分された推薦枠ではなく、特別枠での推薦を予定している。

次に、推薦された者が基準を満たすことを日本学生支援機構が確認し、その後、貸与が始まることとなる。奨学金の貸与決定の時期は、おおむね在学採用で7月ぐらいになるかと思う。在学中の大学を通じて貸与決定通知を個人宛てに通知して手続を行ってもらうこととなる。なお、在学中は、毎年1回、適格認定が行われる。これは大学を通じて単位の修得状況を確認するもので、貸与者全員に課されている。

また、奨学金の返還については、通常、卒業後半年後から返還開始となる。ただし、就職できなかった場合又は就職しても収入が少ない場合は返還猶予や一度に返済する金額を減額して返還する制度もある。

- 職業訓練受講に関するアンケート調査の集計結果について概要を報告する。

アンケート調査の概要としては、調査票の発送数が71件、うち回答があったものは15件であり、回答率は21.1%であった。アンケート集計結果としては、失業中の方が3名、受講希望有無については、受講希望「あり」が10名、「なし」が5名。なお、受講希望者の中には、現在、就業中の方が5名で、転職希望または現在の職業に関するスキルアップの希望者も3名であった。

集計結果の分析としては、①調査対象絶対数に対して回答数が非常に少なかった。②回答者の居住、就業希望、訓練受講希望地域にばらつきがあり、特定の地域等への絞り込みが非常に困難な状況であった。③就職緊要度が高いと回答した方ほど長期の訓練を希望する傾向があった。④複数の訓練コースや関連性の乏しい訓練コースを希望するなど、選択希望に関する職種につくために必要とされる知識・技能と、受講を希望する訓練コースの間に整合性が見えない希望もあり、適切な職業相談を受ける必要がある。⑤受講希望の理由が、就業中の職種におけるスキルアップなど、訓練コースの新規設置の必要性が乏しいと思われる。⑥パソコンやソフトウェアの基本的操作に関する受講希望が多くあり、文化・教養的内容の教育訓練を希望する者が多い。以上のことから、今回の調査結果のみでは、アイヌの人々のみの職業訓練を設置することは難しいと判断したが、今後、必要に応じてニーズ調査等を工夫し、訓練の受講によって求職者ニーズに応じた職業選択のための必要な支援を図ってまいりたい。

- 奨学金は、現在北海道で実施している制度もそのうち無くすように聞こえる。私たちが求めているのは、アイヌ民族の子供独自の奨学金制度の創設である。アイヌの子供は少々成績が悪くても無利子奨学金の対象とする、という上から目線で言われるような対策を望んでいるわけではない。
- これについては、当初からアイヌ民族を対象とする独自の奨学金制度が必要であるとの指摘はあったが、まず、現時点で実現可能な施策を提案されているものと理解しているがよろしいか。
- そのとおり。
- 修学資金は学費に対する助成であり、奨学金とは意味合いが少し違うかと思うが、北海道の修学資金の場合は、現状では卒業後本人の年収が5年間にわたって300万に達しない場合は、返還義務が減免されると聞いているが、道外の場合については同様の検討を行ったのか。
- 日本学生支援機構の制度では、平成24年度から設置された「所得連動返還型無利子奨学金制度」の対象者となり、卒業後本人の年収が300万以下である間は、本人の申し出により返還が猶予されることとなる。
- 北海道と同じ返還の条件とならないのかを確認したい。
- 日本学生支援機構の返還免除対象は、本人が亡くなった、けがや病気で職につけないといった場合のみとなっている。
- 奨学金については、先ほどの意見を踏まえ、道外アイヌの子弟は全て適用対象となるように制度設



計を行うべきであるという提言を実現すべく、具体的な制度設計の検討を進めていただきたい。

- 奨学金の申請は大学を通じて行うとの説明だが、大学によってはアイヌの子弟の事情を全く知らない場合、差別を助長することになり、結果として学生の負担が大きくなるのではないかと懸念する。在学している高校を通じて申請を行う予約採用奨学金の制度は使えないのか。
- 奨学金には、在学採用と予約採用奨学金という制度があるが、高校時に申請する予約採用奨学金について適用可能かも含めて勉強したい。
- 奨学金の支給が7月からの場合、4月の入学からそれまでの間、大学への学費等の支払を当然に猶予できないのかということを含めて今後の検討課題として指摘する。
- 職業訓練について、調査の結果、人数が集まってアイヌだけの訓練科目を設置できたとした場合、北海道のような手当の支給などの制度を活用しようと考えていたのか。
- 設置後すぐに手当支給などの支援を行うことは考えていないが、一定期間、1つの訓練科目の終了後、引き続きニーズがあると見込まれる場合は、訓練手当等の活用も視野に入れて検討したいと考えている。
- 奨学金の説明であった施策の対象者の認定を就労支援にも活用することができるのではないのか。
- 施策の対象者の認定制度ができた場合においても、その方にとって必要な職業訓練に誘導するためには、ハローワークにおいて本人の希望や居住地、必要な技術や知識などについての相談を行い、その後その方に必要な訓練の受講指示を行うことが必要である。
- 生活相談については、主に電話で実施するとの説明があったが、相談員みずからアイヌのところに出向くことができるようにしていただきたい。電話がかかってきたら相談に乗ってあげてほしいだけでは絵に描いた餅であり、電話以外の方法も検討していただきたい。  
職業訓練については、道外のアイヌたちが希望している訓練は、北海道内で実施している機動訓練である。
- アンケート調査についての指摘は大変重要であると思うので、今後更なる検討をお願いする。
- 本日の議論を踏まえて、アイヌ政策推進会議に報告する。

#### 4 アイヌ子弟の幼少期からの教育支援について

- 親の生活を切り離して、子供の貧困を解決することができないのは事実であり、私としては、子供の奨学金、学習支援、そして親への就労支援が本当に対策の基本であると思っている。子供への支援を入り口にして、家庭全体の支援を考えていただきたい。  
この問題の背景として、昭和31年、日本政府は国際労働機関に対して「完全に同化され、もはやアイヌは先住民族ではない。国内政策ももはやその役目は終えた」との報告を行った。つい先日の5月22日には、国際連合日本政府代表部公使である久島直人氏から、この完全に同化されたという報告を覆すような、きちっとした声明を発表していただいた。声明においては、世界に向かって、奨学金のこと、教育のこと、民族共生の象徴空間のことも現在取り組んでおり、さらに、日本は今、全ての人々の多様性が尊重される社会を実現するためにアイヌの人々と密接に協力しているとしている。私としては、この声明が60年前にあったら、現在のようにアイヌの子弟と北海道や全国の平均との学力格差は生じなかったのではないかとと思っている。日本政府には、深く反省していただきたく、早急に幼児期からの教育支援や象徴空間の整備などを進めていただきたい。
- この幼児期からの教育支援については、北海道アイヌ協会からの提案であり、実施可能なところから道外対策に反映していただきたい。
- 幼児教育からの積み重ねがないことにより、高等教育側で道を開こうとしても、進学意欲がないなど多くの問題が生じていると思う。大学においても、アイヌ文化の教育はもちろんのこと、一般社会で通用するアイヌの若者たちを育成するために、基礎学力の養成も行っている。学力は大事であり提案に賛成する。

#### 5 その他

- まず、Facebookにおけるアイヌ文化情報発信ページの開設について報告する。当部会における国民

理解の促進に向けてFacebookを活用すべきであるという意見を踏まえ、本年5月17日にFacebookのページを開設したところ。運営体制は、関係9機関でアイヌ文化情報発信チームを組織し、それぞれが個々の記事を投稿する形をとっている。

次に、今年度から新たに実施する普及啓発事業である「イランカラプテ」キャンペーンの進捗状況について報告する。現在、キャンペーンの推進母体となる協議会を来月開催し、ロゴマークなどの決定とあわせてキャンペーンをスタートするべく準備を進めているところ。

- 北海道大学アイヌ・先住民研究センターでも「アイヌを学ぶ3ヶ月」という市民対象の公開セミナーを7月から始めるが、例年以上に今年は初めて参加したいという応募者が多く、「アイヌ文化情報発信オンライン「ピリカカンピ」」に投稿した効果もあるのかもしれない。
- 象徴空間については、今後、基本計画、基本設計、実施設計となってくると思うが、各段階で構想内容が、削られていかないようにお願いしたい。また、教育と生活の問題が解決されないとアイヌの生活は100年たっても変わらないと思うので、心から対策をお願いしたい。
- 議題5については、次回以降取り扱う。
- 次回は、別途調整の上、御連絡する。

(以上)